

滋賀県教育振興基本計画審議会第2回会議の開催結果について(報告)

次期滋賀県教育振興基本計画について調査審議をするため、滋賀県教育振興基本計画審議会第2回会議を開催した。

日 時 令和4年11月25日(金) 10:00-12:00

場 所 滋賀県庁新館7階大会議室

出席委員 岸本会長、中作副会長、磯部委員、宇都宮委員、草野委員、武井委員、堤委員、寺田委員、中橋委員、野田委員、深井委員、深田委員、福井委員、松浦委員、松代委員、南出委員、望月委員(Web) (出席17名)

欠席委員 炭谷委員、八幡委員、和田委員 (欠席3名)

議 事

第4期滋賀県教育振興基本計画の骨子案について審議を行った。

【主な意見】

1. 総論(基本目標、サブテーマ、全体的な方向性)関係

- ① 「幸せ(ウェルビーイング)」は、“豊かな人生”とともに“より良い社会”を示す概念。しかしサブテーマの表現振りは個人の要素が強調されているため、“三方よし”の精神を組み込み、社会全体の要素も出していくのがよい。
- ② サブテーマの説明における「能力」(ability)は、「資質能力」(competency)と捉え直す方がより適切ではないか。
- ③ 「愛情」は相手(他者)への発露の前に、まずは自身への愛情を出発点とするもの。自尊感情の育成が鍵である。“三方よし”に倣い、自分(売り手)、相手(買い手)、社会(世間)それぞれに向かう愛情の育成を図るのがよい。
- ④ 基本目標における「たくましい」の根底の資質として、自尊感情があるのではないか。教育の理念にたくましさを掲げる自治体は多いが、自尊感情の育成を通じてたくましさを育むことは、教育における“滋賀らしさ”を表すことにつながるのではないか。
- ⑤ 学習者主体の考え方は重要だが、インクルーシブや“誰一人取り残さない”考え方を併せ持つことが重要。「近江の心」の一つである糸賀一雄先生の“この子らを世の光に”を基盤に置くのがよい。
- ⑥ 「滋賀に学ぶ」姿勢の堅持を計画で示すことは重要。SDGsの観点からも、こうした学びを通じて、次代への継承につながるとよい。
- ⑦ 教育DXの実現やイノベーションマインドの育成など、“流行”の部分に積極的に取り組む姿勢も示すことができるとよい。

2. 各論(施策の柱、展開する主な施策等)関係

(1)全体に関して

- ① 柱①の施策は、知・徳・体の育成と、それ以外の施策は性格が少し異なる。また柱②に置く施策は多岐にわたる。それぞれの柱に置く施策を系統立てていくために、中括りなど階層化を図るのがよい。
- ② 様々な資質能力の育成を図る中で、付いていくことが難しい人にもしっかり対応を図っていく姿勢を示すのがよい。

(2)柱①に関して

- ① 「夢と生きる力」の育成に当たっては、教科の壁を越えたSTEAM教育が重要。
- ② 「社会“活躍”」意識の育成は重要だが、ヒーローの養成と誤解を受ける可能性もあるので、“社会参画”と表現する方がよい。
- ③ 情報活用能力というと、ICTに限らず、書面の活字から情報を得る側面もある。特にICTを活用する力の育成を指すのであれば、表現を工夫するのがよい。
- ④ 部活動の地域移行はまだ検討段階の部分も多いと思うが、あえて“休日”に絞らなくてもよいのではないか。

(3)柱②に関して

- ① 柱②の施策を束ねる考え方として、人を真ん中に置くことが重要。
- ② 総論部分の「幸せ」や「愛情」の施策面での受け止めとして、児童生徒の安全や安心の確保を図る施策が位置付けられるのではないか。
- ③ 教職員の資質能力の向上を図る、すなわち先生方に努力を促す取組と併せて、先生方においてもウェルビーイングの実現を図る視点を示すのがよい。学校現場を応援するメッセージを明示することが重要。
- ④ 就学前教育においては、非認知能力的な、学びに向かう力の育成を重視している。小学校以降の学校教育との接続の観点から、就学前教育での育成が期待される資質についての言及があるとよい。

(4)柱③に関して

- ① 家庭教育力の向上を図る施策に関しては、居場所づくりなど、家庭に寄り添う姿勢を示すことも重要ではないか。
- ② 地域や企業との連携を示すほか、NPOなどとも連携を図っていく姿勢を示すのがよいのではないか。
- ③ 子どもを取り巻く困難な環境については、不登校、経済的困難、言語・文化的事情など範囲が広い。幾つかのテーマで施策を切り分けることも考えられるのではないか。
- ④ 不登校児童生徒が増加しているなどの状況を踏まえ、“学習機会”や“居場所”のキーワードを前面に出すのがよい。またその対応として、SC、SSWの配置など、校内のチーム連携は進展しているが、行政部門でも連携を深めていくのがよい。

計画の枠組
性格 ○教育基本法第17条第2項の規定に基づく滋賀県における教育振興基本計画(第4期)
 ○滋賀県基本構想を上位計画とする教育分野の部門別計画
 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「滋賀の教育大綱」と一体的に策定
期間 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)【5年間】

基本目標 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり
 未来の社会を担い、自ら「夢と生きる力」で未来を切り拓く、心豊かでたくましい人づくりを図ります。

サブテーマ 一人ひとりの幸せ育む滋賀の教育
 社会のみなんで力を合わせながら、教育を通じて、一人ひとりの能力と可能性を引き出し、それぞれの幸せ(ウェルビーイング)の実現を図ります。併せて、教育に関わる教職員等の幸せや笑顔の実現も図ります。

計画策定の背景
(1) 現計画の成果と課題
生きる力の育成
 ○授業理解度の向上など読み解く力の育成が進んでいる。基礎・基本の定着と併せて確かな学力へつなげることが求められる。
 ○コロナ禍の影響を受けて自尊心が十分に高まっておらず、引き続き豊かな心の育成の推進が求められる。
 ○コロナ禍の影響を受けた総運動時間の減少やスクリーンタイムの長時間化の中、運動への愛好的態度が十分に高まっておらず、健やかな体の育成に向けた取組が求められる。
 ○特別支援教育の推進に関して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が一定進んでおり、計画をもとにした障害の状態に応じたきめ細かな指導の推進が求められる。
 ○ICT環境の整備が進む一方、活用には自信のない教員が一定割合あり、指導力の向上と有効活用の推進が求められる。
 ○コロナ禍の制約の中で「うみのこ」等の滋賀ならではの体験活動を推進してきたが、子どもにおける主体的な関心は十分に高まっておらず、機会の確保と充実が求められる。
 ○教員の超過勤務時間は若干減少するも高止まりの状況にあり、働き方改革等による学びの基盤の確保が求められる。
社会全体での支え合い
 ○学校運営協議会の設置が一定増えているが、引き続きコミュニティ・スクールの取組の推進が求められる。
 ○家庭教育支援チームを組織する市町が増えているが、孤立しがちな保護者の増加傾向を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支える取組が求められる。
 ○SC、SSWの配置や活用が進む一方、不登校等の困難な環境にある子どもたちの増加傾向を踏まえ、支援の強化が求められる。
生涯学習の振興
 ○コロナ禍のため生涯学習の機会に制約がある影響で、地域等での学びの成果の活用が十分に進んでおらず、オンラインの活用等による機会の充実が求められる。
 ○子どもにおける読書習慣が十分に定着しておらず、読書活動の一層の推進が求められる。
 ○公共図書館の利用状況はコロナ禍からの回復途上にあり、引き続き図書館サービスの推進が求められる。
(2) 次期大綱に求められる視点
 ①学習者主体で、未来社会を見据えた人づくり
 ②コロナ禍の経験からの「気付き」の活用
 ③児童生徒等の多様化に対応し、誰一人取り残さない学び
 ④高等学校段階の学びの充実
 ⑤教職員の資質能力の向上
 ⑥生涯学習の振興と地域、家庭の教育力の充実
 ⑦教育を通じた幸せ(ウェルビーイング)の実現

全体的な方向性
(1) 愛情をもってみんなで取り組む教育
 ①相手を知ること、②相手に配慮すること、③相手に責任を持つこと、④相手を尊重することの4つの観点から、愛情をもって、教育者、学習者はもとより、社会のあらゆる構成員みんなで教育に取り組めます。
(2) 個人と社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を志向する教育
 コロナ禍の経験からの様々な価値の“気付き”を踏まえ、教育を通じた自己実現や地域課題解決によって、多様な個人と社会全体の幸せであるウェルビーイングの実現を図ります。
(3) 学習者を主体に置く教育
 学習の主役は一人ひとりの学習者であり、その主体的な学びを育み、支援する教育を目指す姿とします。
(4) 滋賀に学ぶ教育
 自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会や企業等の力、先人が培った「近江の心」を学びに活かします。

柱① 夢と生きる力を育む
【目指す方向性】
 教育の普遍的使命である確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に加え、滋賀の恵みを活かした体験活動等の推進や時代の変化に対応する力の育成等に取り組む、一人ひとりの子どもの学び力を向上し、「夢と生きる力」を育みます。
【展開する主な施策】
 ✓ 確かな学力の育成
 ✓ 豊かな心の育成
 ✓ 健やかな体の育成
 ✓ 滋賀に学ぶ体験活動等の推進
 ✓ 社会活躍・社会貢献意識の育成
 ✓ 情報活用能力の育成
 ✓ 部活動の適切な運営

柱② 学びの基盤を支える
【目指す方向性】
 学校の教育環境、特別支援教育、就学前の教育・保育などにおいて、多様なニーズに対応し、一人ひとりの学びの基盤を支えます。
【展開する主な施策】
 ✓ 教職員の資質能力の向上と笑顔あふれる学校づくりの推進
 ✓ ICT環境を含む教育施設の環境整備
 ✓ 学校における心理的安全性の確保
 ✓ 学校安全の推進
 ✓ 特別支援教育、インクルーシブ教育システム構築の推進
 ✓ 魅力ある県立高等学校づくりの推進
 ✓ 私学教育の振興
 ✓ 大学、県立高専等の高等教育機関との連携
 ✓ 就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続

柱③ みんなで学びに関わる
【目指す方向性】
 生涯学習の振興や、困難な環境にある子どもへの支援などに、家庭や地域、企業等と共に、社会総がかりで取り組み、教育の振興を図ります。
【展開する主な施策】
 ✓ 生涯学習の振興
 ✓ 家庭の教育力の向上
 ✓ 地域と共に取り組む教育
 ✓ 企業等との連携
 ✓ 読書活動の推進
 ✓ 図書館を生かしたまちづくりの推進
 ✓ 困難な環境等にある子どもたち一人ひとりの学びへの支援

施策体系のイメージ(第4期滋賀県教育振興基本計画骨子案)

施策の柱	施策	取組のイメージ
柱① 夢と生きる力を育む	①確かな学力の育成	基礎的・基本的な知識・技能の定着、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進(一人ひとりの学びの状況の把握、ICTの活用等)、「読み解く力」の育成、探究的に学ぶ力の育成(課題解決型学習の推進等)、カリキュラム・マネジメントの推進・教科横断的な学習への対応 など
	②豊かな心の育成	自尊感情の育成、道徳・人権教育の推進、発達支持的生徒指導の推進 など
	③健やかな体の育成	学校体育を中心とした運動の習慣化の促進、感染症など健康課題への対応、食育の推進 など
	④滋賀に学ぶ体験活動等の推進	滋賀の豊かな自然・文化・歴史に親しむ学びの推進、地域社会を教育資源とした学びの推進 など
	⑤社会活躍・社会貢献意識の育成	主権者教育の推進、外国語教育の充実・グローバル化に対応する資質の育成、キャリア教育・アントレプレナーシップ教育の推進、社会課題(環境問題等)に関する教育の推進 など
	⑥情報活用能力の育成	ICTを活用した個別最適な学びや協働的な学びの推進、ICTを主体的に活用できる態度の育成、情報モラル教育の充実、プログラミング教育の推進 など
	⑦部活動の適切な運営	各学校における部活動の適切な運営の確保、中学校部活動の休日活動の地域移行の円滑な推進 など
柱② 学びの基盤を支える	①教職員の資質能力の向上と笑顔あふれる学校づくりの推進	教員の指導力の向上、教員人材の確保、働き方改革の推進による魅力ある職場環境の構築、外部人材の活用 など
	②ICT環境を含む教育施設的环境整備	ICTを活用するための環境の整備、快適な学びの環境の確保 など
	③学校における心理的安全性の確保	いじめ防止対策の徹底、学校保健によるメンタルヘルスへの対応、学校内外の相談体制の整備 など
	④学校安全の推進	学校生活の安全確保に向けた取組の推進、防災教育の推進、生命(いのち)の安全教育の推進 など
	⑤特別支援教育、インクルーシブ教育システム構築の推進	特別支援教育の実施体制の確保、特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実、副籍制度等多様な学びの場の確保、職業的自立に向けた取組の推進 など
	⑥魅力ある県立高等学校づくりの推進	各県立高等学校における計画的な魅力化の取組の推進、産業教育の充実、地域との連携の推進 など
	⑦私学教育の振興	各私立学校における教育の推進への支援 など
	⑧大学、県立高専等の高等教育機関との連携	時代に合った高大連携の実施、高専との新たな連携構築・交流の推進 など
	⑨就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	幼児教育・保育を担う人材の確保と資質の向上、幼保小接続期の教育の充実 など
柱③ みんなで学びに関わる	①生涯学習の振興	学習情報の提供の充実、地域での学びの担い手の育成、社会教育士の周知啓発・活用 など
	②家庭の教育力の向上	家庭教育の活性化促進、家庭教育支援体制の構築 など
	③地域と共に取り組む教育	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進、地域学校協働活動の推進 など
	④企業等との連携	産業教育やキャリア教育等の充実に向けた企業等との連携、学校・地域での学習支援情報の発信、協定制度に基づく企業による取組の促進 など
	⑤読書活動の推進	子どもへの読書啓発、学校図書館を通じた読書の促進、読書ボランティアの育成 など
	⑥図書館を生かしたまちづくりの推進	県立図書館におけるサービスの推進、県内公共図書館ネットワークの充実、子どもの読書環境の充実、図書館等を活用した地域づくりへの支援 など
	⑦困難な環境等にある子どもたち一人ひとりの学びへの支援	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、不登校対策、福祉部門等との連携、日本語指導が必要な児童生徒への対応の確保、多様な学びの確保に向けた取組の推進 など